

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和3年1月7日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）								
		入院			宿泊療養	入院調整	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
		中等症以下	重症						
153, 114	11, 198	571	517	54	296	163	119	254	9, 795
+2914	+284	+23	+23	0	+19	+17	△ 9	+2	+232

※下段は前日比

※1/8公表の取下げ2件（1/6公表分）は陽性者累計に反映済み

[検査内訳]

（単位：件） （単位：人）

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	60, 907		60, 907	4, 529
	+512		+512	+81
民間検査機関等 （医療機関等）	70, 850	21, 357	92, 207	6, 669
	+1922	+480	+2402	+203
合計	131, 757	21, 357	153, 114	11, 198
	+2434	+480	+2914	+284

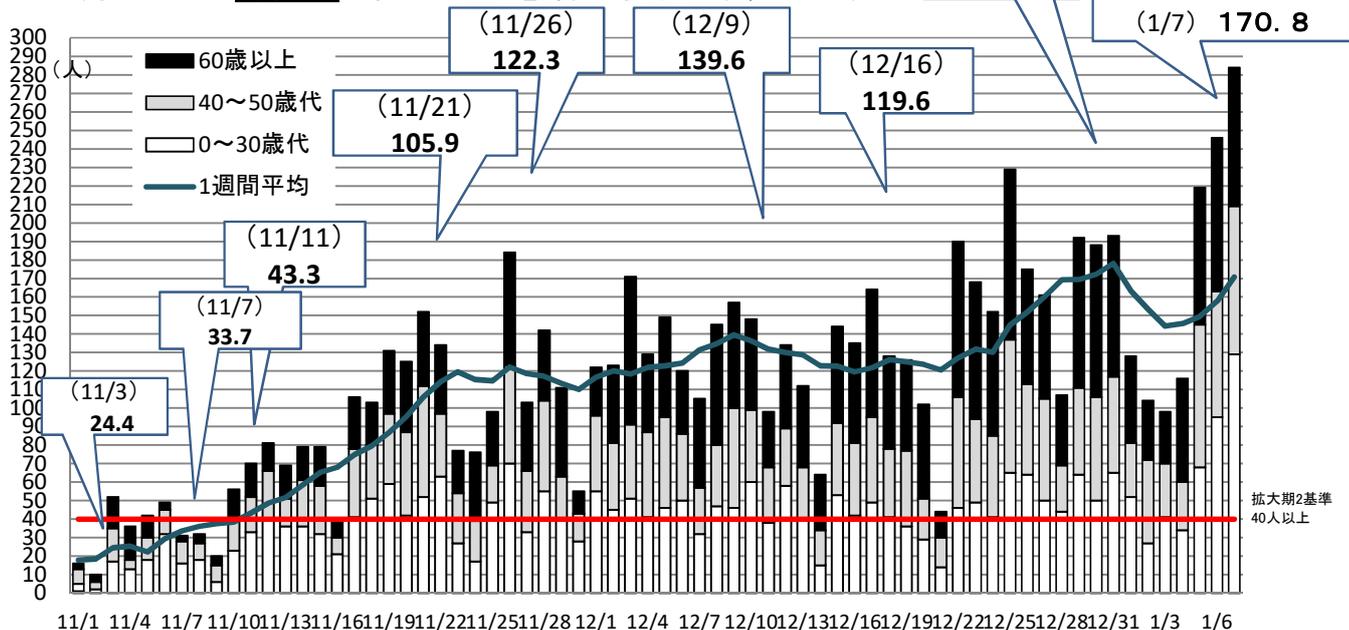
※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	756	571	185	76%
うち重症対応	116	54	62	47%
宿泊	988	296	692	30%
合計	1, 744	867	877	50%

2 11月1日から1月7日に発生した患者の状況（7,948人）



3 11月1日～1月7日と直近1週間の感染状況

(1) 男女別患者数

区分	(11/1～1/7)		(1/1～1/7)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	4,097	51.5	640	53.6
女性	3,850	48.4	555	46.4
非公表	1	0.0	0	0.0
計	7,948	100	1,195	100

(2) 年齢別患者数

区分	(11/1～1/7)		(1/1～1/7)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	183	2.3	29	2.4
10代	523	6.6	86	7.2
20代	1,276	16.1	192	16.1
30代	864	10.9	139	11.6
小計	2,846	35.8	446	37.3
40代	1,115	14.0	171	14.3
50代	1,203	15.1	183	15.3
小計	2,318	29.2	354	29.6
60代	879	11.1	144	12.1
70代	867	10.9	122	10.2
80代	708	8.9	94	7.9
90代以上	310	3.9	35	2.9
小計	2,764	34.8	395	33.1
非公表	20	0.3	0	0.0
計	7,948	100	1,195	100

(3) 職業別患者数

区分	(11/1～1/7)		(1/1～1/7)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
学生等	603	7.6	89	7.4
会社員等	2,711	34.1	364	30.5
自営業	288	3.6	42	3.5
無職	1,662	20.9	209	17.5
不明・調査中	2,684	33.8	491	41.1
計	7,948	100	1,195	100

(4) 管轄保健所別患者数

区分	(11/1～1/7)		(1/1～1/7)		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	109	1.4	14	1.2	14.8
伊丹	662	8.3	75	6.3	19.7
宝塚	382	4.8	37	3.1	11.1
加古川	692	8.7	129	10.8	31.2
加東	221	2.8	62	5.2	23.5
中播磨	54	0.7	2	0.2	4.9
龍野	289	3.6	32	2.7	20.2
赤穂	50	0.6	4	0.3	4.5
豊岡	28	0.4	11	0.9	10.3
朝来	8	0.1	2	0.2	3.9
丹波	30	0.4	5	0.4	5.0
洲本	111	1.4	6	0.5	4.7
小計	2,636	33.2	379	31.7	—
神戸市	2,522	31.7	347	29.0	22.8
姫路市	779	9.8	107	9.0	20.2
尼崎市	908	11.4	163	13.6	36.1
西宮市	820	10.3	135	11.3	27.7
明石市	283	3.6	64	5.4	21.4
小計	5,312	66.8	816	68.3	—
合計	7,948	100	1,195	100	21.9

(5) 感染経路別患者数

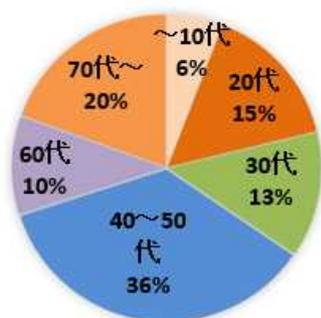
(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	(11/1～1/7)		(1/1～1/7)	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	95	2.0	13	2.4
	家庭	1,657	35.4	294	53.5
	職場・施設・学校等	524	11.2	56	10.2
	友人とのカクカ、談話等	216	4.6	50	9.1
	クラスター	1,928	41.2	114	20.7
	医療機関・施術所	1,062	(22.7)	(55)	(10.0)
	高齢者福祉施設等	546	(11.7)	(50)	(9.1)
	学校・園	157	(3.4)	(6)	(1.1)
	飲食店	80	(1.7)	(3)	(0.5)
	職場	83	(1.8)	(0)	(0.0)
	その他	129	2.8	10	1.8
小計		4,549	97.2	537	97.6
県外	飲食店	20	0.4	2	0.4
	職場・施設・学校等	55	1.2	5	0.9
	友人とのカクカ、談話等	17	0.4	1	0.2
	その他	40	0.9	5	0.9
小計		132	2.8	13	2.4
計		4,681	100.0	550	100.0
調査中		1,556		645	
不明		1,711			
合計		7,948		1,195	

期間ごとの患者の状況

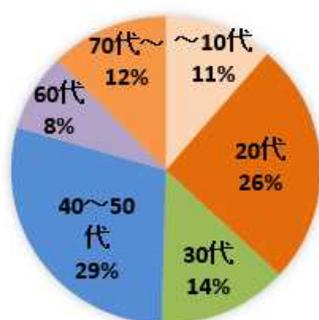
1 年代別（非公表除く）

① 3/1～5/16



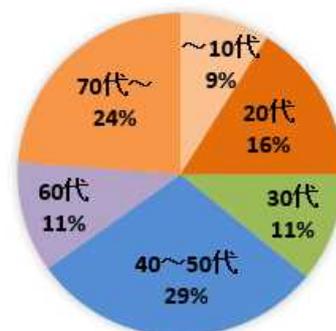
総数 698人
(1日あたり患者数 6.2人)

② 6/19～10/31



総数 2,544人
(1日あたり患者数 18.8人)

③ 11/1～1/7



総数 7,928人
(1日あたり患者数 116.6人)

2 重症患者数

	① 3/1～5/16	② 6/19～10/31	③ 11/1～1/7
重症患者延べ人数	1,221	1,085	2,362
1日あたりの重症患者数	12.09	8.04	34.74

3 感染経路

	① 3/1～5/16	② 6/19～10/31	③ 11/1～1/7
飲食店	19 (3.5%)	60 (4.5%)	95 (2.1%)
家庭	153 (28.5%)	474 (35.9%)	1,657 (36.4%)
職場	111 (20.7%)	171 (13.0%)	524 (11.5%)
クラスター	194 (36.1%)	284 (21.5%)	1,928 (42.4%)
医療機関	100 (18.6%)	73 (5.5%)	1,062 (23.3%)
福祉施設	57 (10.6%)	74 (5.6%)	546 (12.0%)
その他	37 (6.9%)	137 (10.4%)	163 (3.6%)
その他	60 (11.2%)	330 (25.0%)	345 (7.6%)
計	537	1,319	4,549

12月以降に新規発生したクラスターの状況（1月6日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者患者等	職員等		
医療機関	神戸	医療機関	①	24	16	8	12月4日
			②	74	34	40	12月1日
			③	111	71	40	12月4日
	姫路	医療機関	①	74	41	33	12月3日
			②	106	59	47	12月13日
	西宮	医療機関	①	8	7	1	12月3日
			②	12	7	5	12月14日
	明石	医療機関	①	13	9	4	12月3日
			②	62	40	22	12月17日
	伊丹	医療機関	③	10	3	7	12月27日
			④	146	120	26	12月22日
	加古川	医療機関	①	16	8	8	12月16日
			②	18	13	5	12月24日
③			14か所	700	445	255	
福祉施設	神戸	介護関係事業所	①	7	3	4	12月14日
			②	32	28	4	12月18日
		介護関係施設	①	10	8	2	12月31日
			②	7	5	2	12月31日
		認知症グループホーム		12	7	5	12月3日
	福祉施設		25	8	17	12月7日	
	姫路	高齢者施設	①	26	22	4	12月16日
			②	20	18	2	12月20日
	尼崎	高齢者施設	③	5	5	0	12月27日
			④	7	6	1	1月4日
			⑤	13	10	3	12月29日
	西宮	高齢者施設	①	14	11	3	12月12日
			②	4	2	2	12月13日
			③	8	6	2	12月13日
			④	8	0	8	12月16日
			⑤	9	5	4	12月13日
	明石	特別養護老人ホーム	①	23	13	10	12月11日
			②	15	9	6	12月7日
	宝塚	社会福祉施設(通所系)		12	10	2	12月28日
加東	特別養護老人ホーム		12	10	2	12月28日	
	計	19か所	257	176	81		
事業所	加東	事業所	①	5		5	12月4日
			②	5		5	
	計	1か所					
学校	神戸	市内県立高校		7	7	0	12月6日
	尼崎	保育施設		6	3	3	12月20日
	西宮	私立高校運動部		9	9	0	12月8日
	宝塚	保育所		13	7	6	12月6日
	伊丹	保育所		7	2	5	12月22日
	加東	高等学校		8	7	1	12月25日
		計	6か所	50	35	15	
飲食店	神戸	飲食店	①	8	4	4	12月7日
			②	7	7	0	12月9日
	姫路	カラオケ	③	9	8	1	12月16日
			④	12	10	2	12月12日
	加古川	飲食を伴うカラオケ店	⑤	13	11	2	12月24日
			⑥	6	6	0	12月22日
龍野	カラオケ喫茶		6	6	0	12月22日	
	計	7か所	55	46	9		
その他	神戸	劇団	⑦	5	0	5	12月15日
			⑧	5	0	5	
	計	1か所	5	0	5		
合計			58か所	1072	702	370	

【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	発生件数	陽性者数
医療機関	21	1,065
福祉施設	31	522
事業所	6	60
学校	13	152
飲食店	10	83
その他	3	24
合計	84	1,906

11月に新規発生したクラスターの状況（1月6日時点）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者患者等	職員等		
医療機関	神戸	医療機関	①	155	127	128	11月19日
			②	32	18	14	11月23日
			③	68	38	30	11月30日
	宝塚	医療機関	①	35	24	11	11月14日
			②	7	4	3	11月12日
			③	43	31	12	11月22日
	伊丹	医療機関	①	25	14	11	11月28日
②			7	4	3	11月12日	
③			43	31	12	11月22日	
合計			7カ所	365	256	209	
福祉施設	神戸	介護関係事業所	①	6	2	4	11月15日
			②	5	1	4	11月21日
		特別養護老人ホーム	①	8	7	1	11月19日
			②	26	21	5	11月24日
	姫路	高齢者施設		22	17	5	11月22日
	尼崎	サービス付き高齢者向け住宅		8	6	2	11月20日頃 <small>※大阪府発表のため不明</small>
	西宮	障害福祉施設		10	7	3	11月2日
	宝塚	認知症グループホーム		43	28	13	11月22日
	伊丹	小規模認知症グループホーム		14	11	3	11月28日
	龍野	通所介護事業所		10	8	2	11月16日
		特別養護老人ホーム		47	34	13	11月18日
洲本	介護老人保健施設		66	46	20	11月3日	
合計			12カ所	265	188	75	
事業所	神戸	事業所	①	11		11	11月6日
			②	7		7	11月17日
	加東	事業所	①	14		14	11月25日
			②	17		17	11月25日
	龍野	事業所		6		6	11月12日
合計			5カ所	55		55	
学校等	神戸	市内予備校		6	5	1	11月13日
		市内私立高校		5	5	0	11月14日
	尼崎	市内県立高校		11	11	0	11月29日
	西宮	大学運動クラブ	①	25	25	0	11月9日
			②	18	17	1	11月12日
	中播磨	中学校		24	22	2	11月24日
合計			6カ所	89	85	4	
飲食店等	神戸	酒類提供店	①	5	2	3	11月20日
			②	11	8	3	11月28日
	姫路	カラオケ喫茶		6	4	2	11月21日
	龍野	酒類提供店		6	4	2	11月14日
合計			4カ所	28	18	10	
その他	神戸	劇団		8	0	8	11月5日
		市内ボクシングジム		11	10	1	11月10日
	合計			2カ所	19	10	9
合計			36カ所	821	557	362	

国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷		監視体制		感染の状況	
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}		③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床				
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上	人口10万人当りの全療養者数 15人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 15人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上	人口10万人当りの全療養者数 25人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 25人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
兵庫県 (1月7日現在)	75.5%	21.0人	9.5%	22人	0.96	54.5%
備考	入院者数 571人 確保病床数 756床	入院者数 (重症) 54人 確保病床数 (重症) 116床	陽性者数 (直近1週間) 1195人 検査数 (直近1週間) 12564件	患者数 (直近1週間) 1195人 人口 5,466千人	患者数 (直近1週間) 1195人 患者数 (先週1週間) 1247人	感染経路不明者数 (直近1週間) 651人 患者数 (直近1週間) 1195人

注1 指標は目安であり、機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断する。

注2 「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。

一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、総合的に判断する。

国の新たな感染状況のステージの指標(11月1日から1月7日)

単位	①病床のひっ迫具合		②療養者数 対人口10万人	③陽性者数/PCR 等検査件数(週間) %	④直近1週間の陽 性者数 対人口10万人	⑤直近1週間とそ の前1週間の比 (前週差)	⑥感染経路不明の 者の割合(週間) %	【参考】新規陽性者 数(日計) 人
	全入院患者 確保病床使用率 %	重症患者 確保病床使用率 (重症患者) %						
ステージⅢ指標	20%	20%	15	10%	15	1.00	50%	
ステージⅣ指標	50%	50%	25	10%	25	1.00	50%	
11月1日	22.5	12.7	3.3	4.7	2.3	0.94	51.2	15
11月2日	22.2	14.5	3.1	4.9	2.4	0.96	52.7	10
11月3日	24.3	14.5	3.5	6.2	3.1	1.31	49.7	52
11月4日	27.1	14.5	4.0	6.0	3.3	1.22	46.6	36
11月5日	28.9	14.5	4.3	6.3	3.7	1.40	42.6	43
11月6日	31.4	12.7	4.5	6.6	4.3	1.61	42.9	49
11月7日	31.7	13.6	4.7	6.3	4.3	1.89	45.3	31
11月8日	32.3	13.6	4.8	6.7	4.6	2.02	46.2	32
11月9日	33.1	14.5	4.9	6.6	4.8	2.04	43.7	20
11月10日	33.7	15.5	5.1	6.5	4.9	1.57	49.1	58
11月11日	34.9	16.4	5.4	7.1	5.5	1.70	50.8	70
11月12日	38.7	16.4	5.9	8.0	6.2	1.67	53.4	81
11月13日	40.1	17.3	6.3	8.2	6.6	1.55	51.8	69
11月14日	44.6	17.3	7.1	8.9	7.5	1.73	49.9	79
11月15日	45.5	17.3	7.5	9.1	8.3	1.80	47.8	79
11月16日	42.5	15.5	7.5	9.0	8.7	1.81	48.1	40
11月17日	44.3	15.5	8.4	9.3	9.6	1.95	47.1	106
11月18日	48.9	19.1	9.4	9.2	10.2	1.84	49.6	103
11月19日	51.6	20.9	10.0	9.3	11.1	1.78	47.0	132
11月20日	57.8	23.6	10.9	9.4	12.2	1.85	47.5	129
11月21日	69.7	24.5	12.4	9.9	13.6	1.81	47.4	152
11月22日	69.7	24.5	12.8	10.0	14.6	1.75	46.8	138
11月23日	69.0	25.5	13.0	10.6	15.3	1.76	45.7	77
11月24日	68.3	29.1	12.8	9.8	14.8	1.54	43.1	77
11月25日	69.3	29.1	12.7	9.2	14.7	1.44	42.9	98
11月26日	65.9	28.2	13.6	8.7	15.6	1.41	43.7	184
11月27日	64.5	33.6	14.1	8.5	15.2	1.24	45.2	103
11月28日	66.2	35.5	14.1	8.4	15.0	1.11	45.3	143
11月29日	65.0	33.6	13.6	8.2	14.5	0.99	44.2	111
11月30日	65.1	31.8	12.7	7.6	14.1	0.92	44.9	55
12月1日	65.0	30.9	12.9	8.0	14.9	1.01	44.3	122
12月2日	69.7	33.6	13.4	8.3	15.4	1.05	42.2	123
12月3日	68.9	32.7	13.7	9.1	15.1	0.97	40.0	171
12月4日	70.9	33.6	14.3	9.6	15.6	1.03	38.2	129
12月5日	69.9	35.5	14.6	9.6	15.7	1.05	35.4	149
12月6日	68.1	36.4	14.7	9.8	15.9	1.10	35.4	120
12月7日	68.7	36.4	15.1	10.3	16.8	1.19	32.8	106
12月8日	68.9	37.3	14.8	10.8	17.3	1.16	32.7	145
12月9日	69.3	38.2	15.1	11.5	17.9	1.16	33.4	157
12月10日	68.4	40.9	15.0	11.0	17.5	1.15	33.8	148
12月11日	69.6	39.1	15.1	10.0	16.9	1.08	32.5	98
12月12日	70.5	40.0	14.8	9.5	16.6	1.06	33.3	135
12月13日	70.8	40.0	15.0	9.3	16.5	1.04	34.9	112
12月14日	73.3	40.0	15.2	8.9	15.7	0.93	37.3	65
12月15日	71.1	39.1	14.3	8.8	15.7	0.91	39.9	144
12月16日	72.3	41.8	14.7	8.3	15.3	0.86	39.1	135
12月17日	74.4	40.9	15.1	8.2	15.6	0.89	39.6	164
12月18日	72.1	38.2	15.4	8.7	16.2	0.96	40.4	128
12月19日	72.1	40.0	15.6	9.2	16.0	0.96	40.6	126
12月20日	70.9	41.8	16.0	9.4	15.8	0.96	41.5	103
12月21日	70.3	38.2	16.2	9.2	15.4	0.98	41.9	44
12月22日	69.7	37.3	16.5	9.7	16.3	1.04	41.9	190
12月23日	65.3	37.1	17.5	9.7	16.9	1.10	42.1	168
12月24日	65.5	38.8	18.3	9.7	16.7	1.07	43.3	152
12月25日	67.3	38.8	19.7	10.4	18.6	1.15	40.5	231
12月26日	68.5	40.5	20.5	10.3	19.4	1.22	39.9	175
12月27日	65.7	41.4	20.9	10.3	20.5	1.30	38.1	161
12月28日	67.3	37.9	20.9	10.8	21.7	1.40	38.9	107
12月29日	67.3	37.9	21.3	10.6	21.7	1.33	39.3	192
12月30日	67.9	38.8	21.9	10.8	22.1	1.31	41.1	188
12月31日	66.9	40.5	22.5	11.3	22.8	1.37	42.0	193
1月1日	67.9	42.2	22.6	11.0	20.9	1.13	44.4	128
1月2日	67.6	44.0	21.4	10.6	19.6	1.01	45.3	104
1月3日	66.4	44.0	20.2	10.2	18.5	0.90	47.9	98
1月4日	68.3	42.2	18.9	9.6	18.6	0.86	47.4	116
1月5日	70.1	46.6	19.0	9.9	19.1	0.88	49.7	219
1月6日	72.5	46.6	20.1	9.9	20.2	0.92	53.8	246
1月7日	75.5	46.6	21.0	9.5	21.9	0.96	54.5	284

※「⑥感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等の合計

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

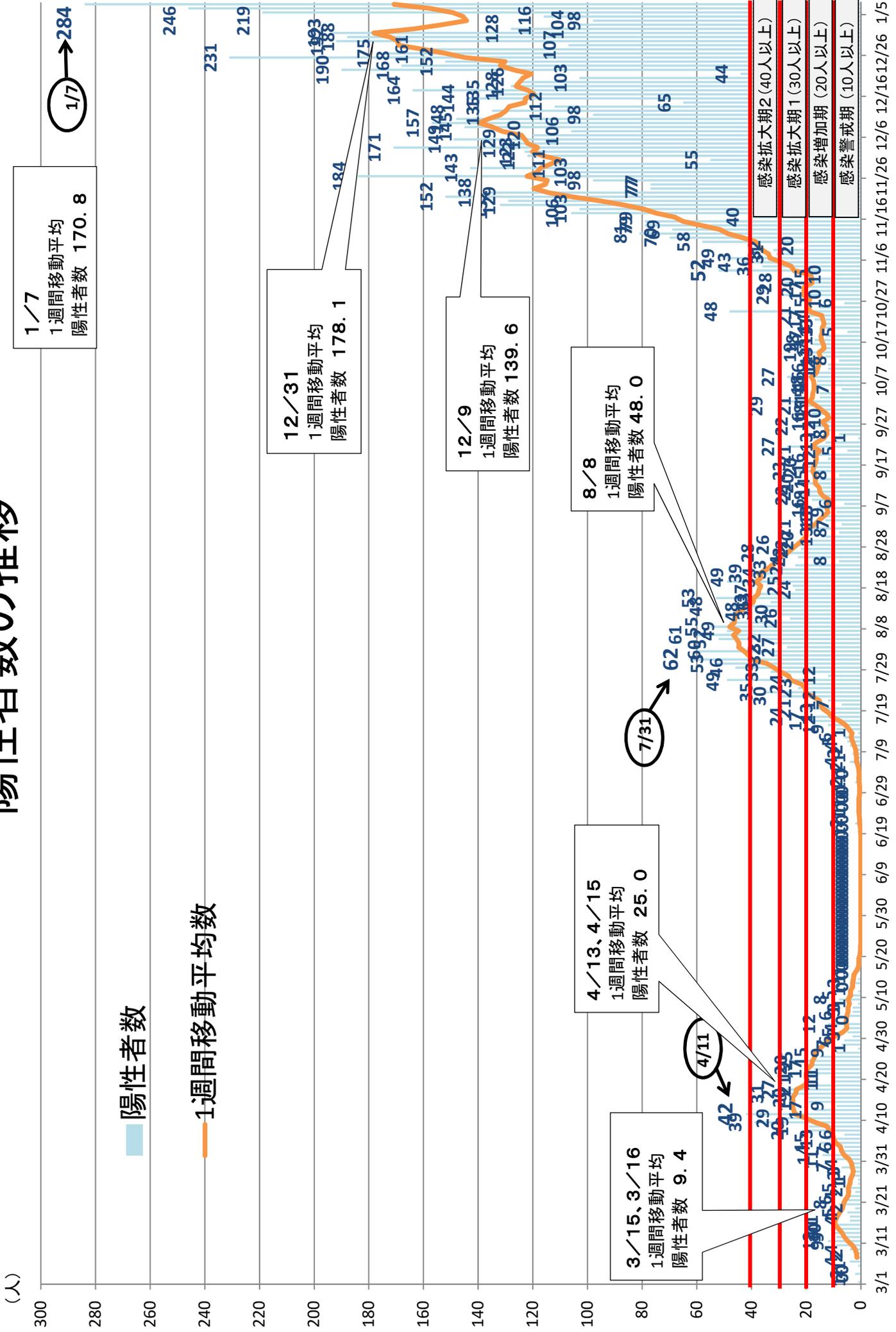
区分	直近1週間患者数 (1/1~1/7)	人口10万人あたり人数
兵庫県	1,195	21.86

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

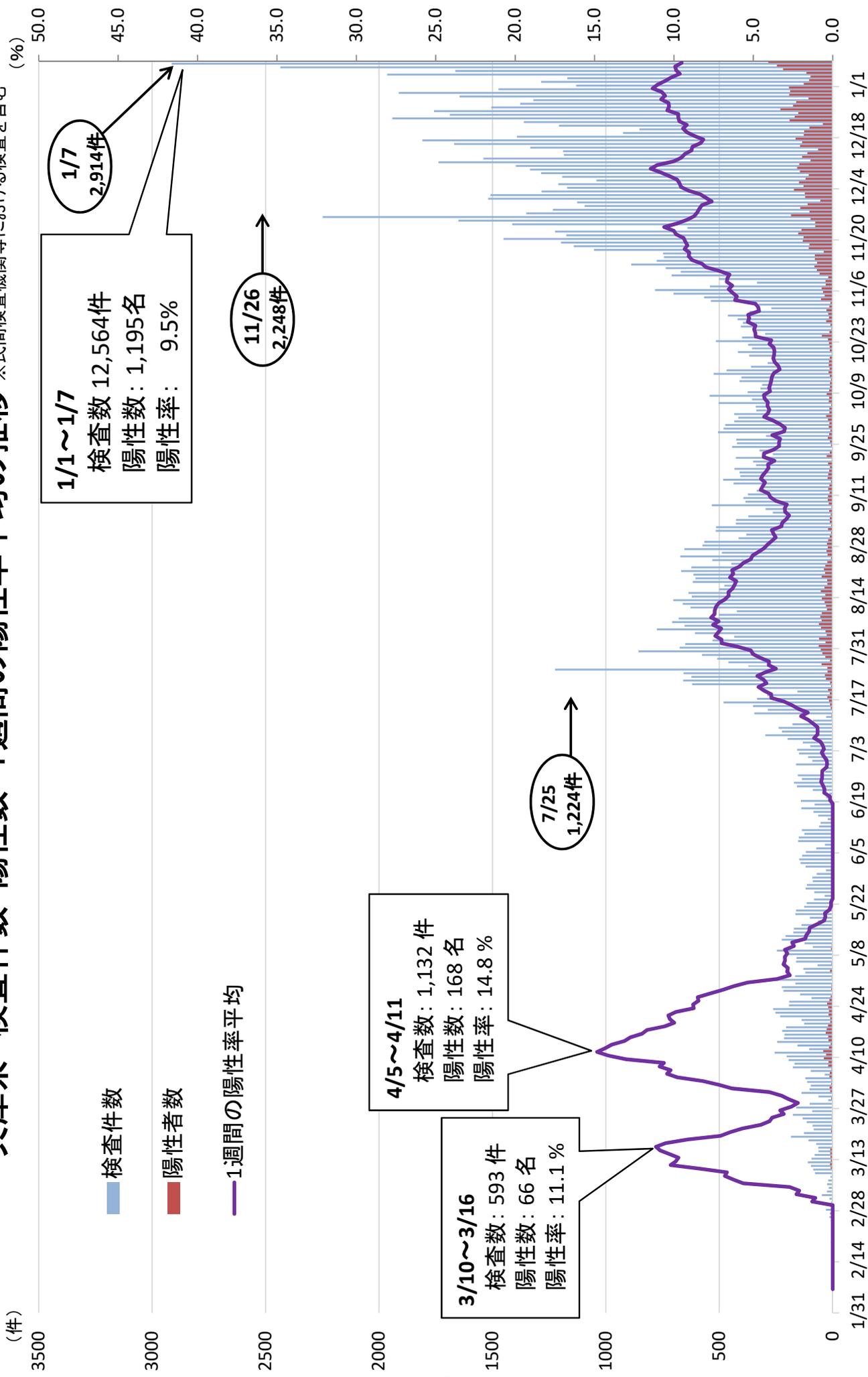
区分	直近1週間患者数 (1/1~1/7)	人口10万人あたり人数
全国	31,275	24.79
北海道	691	13.16
東京都	8,613	61.87
神奈川県	3,521	38.28
千葉県	1,822	29.11
埼玉県	2,105	28.64
栃木県	626	32.37
愛知県	1,754	23.23
岐阜県	493	24.81
滋賀県	249	17.61
京都府	715	27.68
大阪府	2,620	29.74
奈良県	206	15.49
和歌山県	101	10.92
広島県	500	17.83
福岡県	1,406	27.55
宮崎県	341	31.78
沖縄県	314	21.61

陽性者数の推移

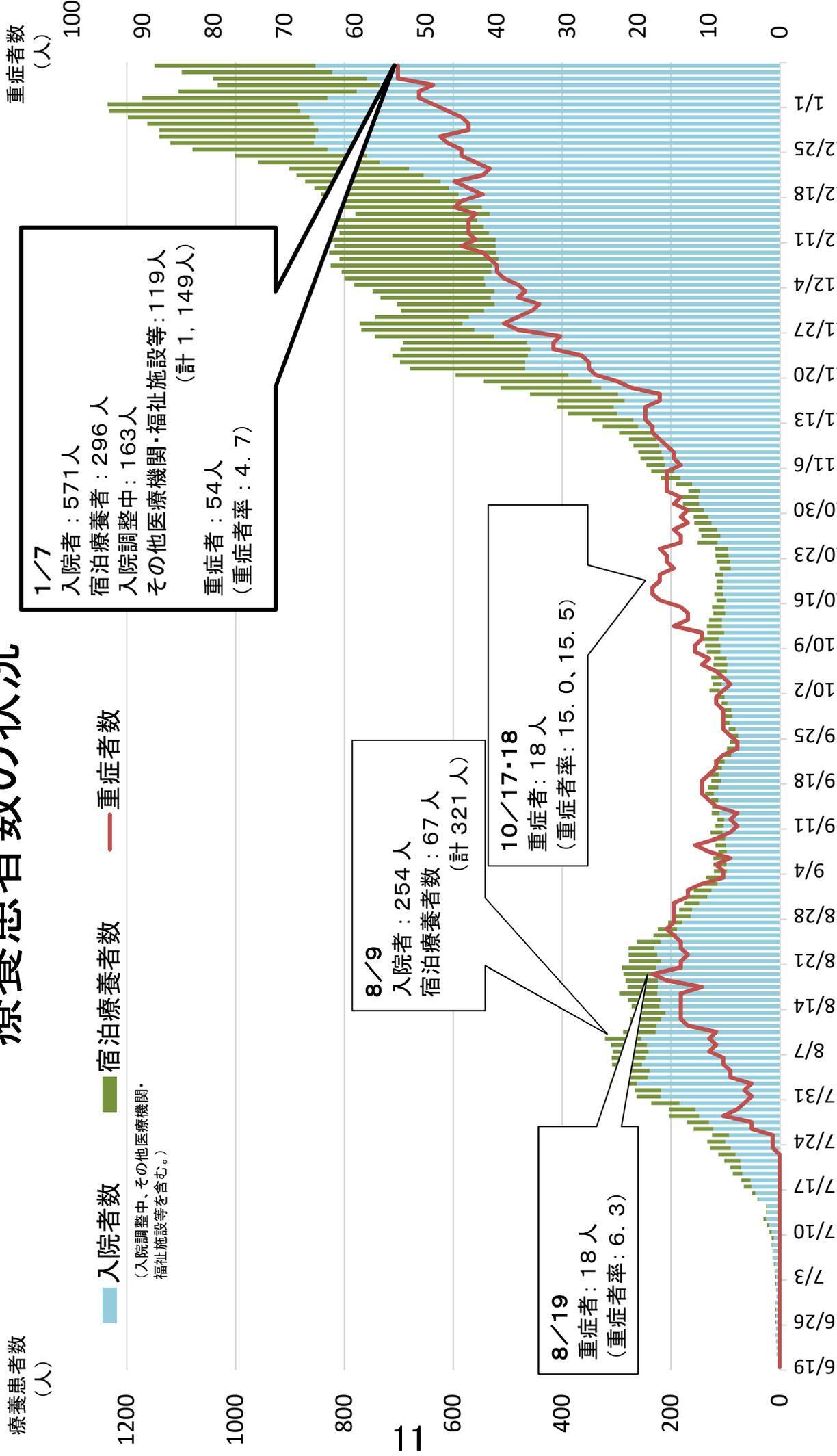


兵庫県 検査件数・陽性数・1週間の陽性率平均の推移

※民間検査機関等における検査を含む



療養患者数の状況



新型コロナウイルス感染症患者に対する宿泊療養の運用について

1 宿泊療養を行う患者【原則】

症状の有無に関わらず、一旦は医療機関に入院し、症状改善等により医師が宿泊療養の実施が可能と判断した者。

※但し、以下に該当する者は除く

- ①高齢者(65歳以上)
- ②基礎疾患がある者
- ③免疫抑制状態である者(免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者)
- ④食物アレルギーがある者
- ⑤妊娠している者

なお、①～②については、現在入院中の医療機関の医師及び兵庫県感染症等対策室長が、当該患者の症状等から重症化のおそれがないと判断した者は、この限りではない。

2 弾力運用の状況

(1) 入院を経ない宿泊療養を実施

宿泊療養を行う患者の基準を満たし、かつ、無症状病原体保有者(当初より症状が認められない者)で、医師が認めた者については、入院を経ない直接の宿泊療養も可能(R2. 11. 5～)

(2) 入院を経ない宿泊療養の対象者を拡充

① リスク要因の低い軽症者(咳、鼻閉等の症状消失、症状が味覚・嗅覚障害・鼻汁のみ)
(R2. 11. 24～)

② 軽微な発熱を呈する40歳未満の者(コントロール不十分な慢性疾患を有する者は除く)
(R2. 12. 25～)

※重症化のおそれはないと医師等が判断した65歳以上の高齢者については、引き続き協議、検討中
(入院を経ての宿泊療養では既に実施可能)

現下の感染状況を踏まえた対策（令和3年1月8日）

1 緊急事態宣言発出の要請について

最近の感染拡大状況を踏まえ、京都府及び大阪府と連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発出を要請する。

2 飲食店等に対する営業時間短縮の要請について

(1) 対象施設

接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）

酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等）

※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店舗

(2) 要請内容

午前5時～午後9時の間の営業を要請

(3) 実施期間

令和3年1月12日(火)～2月7日(日)【27日間】

(4) 対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 協力金の支給

(7) 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力した店舗を運営する事業者

(4) 支給額

1日あたり4万円／店舗×時短営業日数

(5) 財源

国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3

3 その他の措置

(1) 公立学校における対応

- ・受験及び就職活動を除いた県外活動の自粛
- ・受験及び就職活動を控える児童生徒及び保護者等への感染防止対策の徹底呼びかけ

(2) 社会福祉施設職員等への対策強化

- ・社会福祉施設への感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修の実施
- ・施設の職員等に、飲食店等を利用する場合の「新型コロナ追跡システム」の利用及び「COCOA」への登録を要請

(3) 入院を経ない宿泊療養対象者の拡充

- ・軽微な発熱を呈する40歳未満の者（コントロール不十分な慢性疾患を有する者を除く）

緊急事態宣言発出の要請について

最近の感染拡大状況を踏まえ、京都府及び大阪府と連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発出を要請する。

【参考】緊急事態宣言要請の理由

- ◎新規陽性者が急増しており、1月5日から4日連続で200人を超え、2日連続で1日の最多陽性者数を更新している。
- ◎国の新たな感染状況のステージ指標において、
 - ・重症患者の確保病床使用率、療養者数（対人口10万人）、直近1週間の陽性者数においても、ステージⅢ以上
 - ・確保病床使用率、感染経路不明の者の割合では、ステージⅣの基準を超過となっており、感染拡大の速度が増している。

国の新たな感染状況のステージの指標(11月1日から1月7日)

単位	①病床のひっ迫具合		②療養者数 対人口10万人	③陽性者数/PCR 等検査件数(週間) %	④直近1週間の陽 性者数 対人口10万人	⑤直近1週間とそ の前1週間の比 (前週差)	⑥感染経路不明の 者の割合(週間) %	【参考】新規陽性者 数(日計) 人
	全入院患者 確保病床使用率 %	重症患者 確保病床使用率 (重症患者) %						
ステージⅢ指標	20%	20%	15	10%	15	1.00	50%	
ステージⅣ指標	50%	50%	25	10%	25	1.00	50%	
11月1日	22.5	12.7	3.3	4.7	2.3	0.94	51.2	15
11月2日	22.2	14.5	3.1	4.9	2.4	0.96	52.7	10
11月3日	24.3	14.5	3.5	6.2	3.1	1.31	49.7	52
11月4日	27.1	14.5	4.0	6.0	3.3	1.22	46.6	36
11月5日	28.9	14.5	4.3	6.3	3.7	1.40	42.6	43
11月6日	31.4	12.7	4.5	6.6	4.3	1.61	42.9	49
11月7日	31.7	13.6	4.7	6.3	4.3	1.89	45.3	31
11月8日	32.3	13.6	4.8	6.7	4.6	2.02	46.2	32
11月9日	33.1	14.5	4.9	6.6	4.8	2.04	43.7	20
11月10日	33.7	15.5	5.1	6.5	4.9	1.57	49.1	58
11月11日	34.9	16.4	5.4	7.1	5.5	1.70	50.8	70
11月12日	38.7	16.4	5.9	8.0	6.2	1.67	53.4	81
11月13日	40.1	17.3	6.3	8.2	6.6	1.55	51.8	69
11月14日	44.6	17.3	7.1	8.9	7.5	1.73	49.9	79
11月15日	45.5	17.3	7.5	9.1	8.3	1.80	47.8	79
11月16日	42.5	15.5	7.5	9.0	8.7	1.81	48.1	40
11月17日	44.3	15.5	8.4	9.3	9.6	1.95	47.1	106
11月18日	48.9	19.1	9.4	9.2	10.2	1.84	49.6	103
11月19日	51.6	20.9	10.0	9.3	11.1	1.78	47.0	132
11月20日	57.8	23.6	10.9	9.4	12.2	1.85	47.5	129
11月21日	69.7	24.5	12.4	9.9	13.6	1.81	47.4	152
11月22日	69.7	24.5	12.8	10.0	14.6	1.75	46.8	138
11月23日	69.0	25.5	13.0	10.6	15.3	1.76	45.7	77
11月24日	68.3	29.1	12.8	9.8	14.8	1.54	43.1	77
11月25日	69.3	29.1	12.7	9.2	14.7	1.44	42.9	98
11月26日	65.9	28.2	13.6	8.7	15.6	1.41	43.7	184
11月27日	64.5	33.6	14.1	8.5	15.2	1.24	45.2	103
11月28日	66.2	35.5	14.1	8.4	15.0	1.11	45.3	143
11月29日	65.0	33.6	13.6	8.2	14.5	0.99	44.2	111
11月30日	65.1	31.8	12.7	7.6	14.1	0.92	44.9	55
12月1日	65.0	30.9	12.9	8.0	14.9	1.01	44.3	122
12月2日	69.7	33.6	13.4	8.3	15.4	1.05	42.2	123
12月3日	68.9	32.7	13.7	9.1	15.1	0.97	40.0	171
12月4日	70.9	33.6	14.3	9.6	15.6	1.03	38.2	129
12月5日	69.9	35.5	14.6	9.6	15.7	1.05	35.4	149
12月6日	68.1	36.4	14.7	9.8	15.9	1.10	35.4	120
12月7日	68.7	36.4	15.1	10.3	16.8	1.19	32.8	106
12月8日	68.9	37.3	14.8	10.8	17.3	1.16	32.7	145
12月9日	69.3	38.2	15.1	11.5	17.9	1.16	33.4	157
12月10日	68.4	40.9	15.0	11.0	17.5	1.15	33.8	148
12月11日	69.6	39.1	15.1	10.0	16.9	1.08	32.5	98
12月12日	70.5	40.0	14.8	9.5	16.6	1.06	33.3	135
12月13日	70.8	40.0	15.0	9.3	16.5	1.04	34.9	112
12月14日	73.3	40.0	15.2	8.9	15.7	0.93	37.3	65
12月15日	71.1	39.1	14.3	8.8	15.7	0.91	39.9	144
12月16日	72.3	41.8	14.7	8.3	15.3	0.86	39.1	135
12月17日	74.4	40.9	15.1	8.2	15.6	0.89	39.6	164
12月18日	72.1	38.2	15.4	8.7	16.2	0.96	40.4	128
12月19日	72.1	40.0	15.6	9.2	16.0	0.96	40.6	126
12月20日	70.9	41.8	16.0	9.4	15.8	0.96	41.5	103
12月21日	70.3	38.2	16.2	9.2	15.4	0.98	41.9	44
12月22日	69.7	37.3	16.5	9.7	16.3	1.04	41.9	190
12月23日	65.3	37.1	17.5	9.7	16.9	1.10	42.1	168
12月24日	65.5	38.8	18.3	9.7	16.7	1.07	43.3	152
12月25日	67.3	38.8	19.7	10.4	18.6	1.15	40.5	231
12月26日	68.5	40.5	20.5	10.3	19.4	1.22	39.9	175
12月27日	65.7	41.4	20.9	10.3	20.5	1.30	38.1	161
12月28日	67.3	37.9	20.9	10.8	21.7	1.40	38.9	107
12月29日	67.3	37.9	21.3	10.6	21.7	1.33	39.3	192
12月30日	67.9	38.8	21.9	10.8	22.1	1.31	41.1	188
12月31日	66.9	40.5	22.5	11.3	22.8	1.37	42.0	193
1月1日	67.9	42.2	22.6	11.0	20.9	1.13	44.4	128
1月2日	67.6	44.0	21.4	10.6	19.6	1.01	45.3	104
1月3日	66.4	44.0	20.2	10.2	18.5	0.90	47.9	98
1月4日	68.3	42.2	18.9	9.6	18.6	0.86	47.4	116
1月5日	70.1	46.6	19.0	9.9	19.1	0.88	49.7	219
1月6日	72.5	46.6	20.1	9.9	20.2	0.92	53.8	246
1月7日	75.5	46.6	21.0	9.5	21.9	0.96	54.5	284

※「⑥感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等の合計

飲食店等に対する営業時間短縮の要請について

1 趣旨

- (1) これまで本県では、繁華街等でのエリア的なクラスターが発生していないことから、飲食店の営業時間短縮要請は行わず、県民の外出自粛や事業者による感染防止策の徹底を求めてきたが、年初以来、県内の新規感染者数は都市部を中心に急増し、過去最多を更新する事態になっており、感染経路不明の割合が増加している。
- (2) 感染拡大の原因については、令和2年12月23日に開催された国の分科会も、「飲酒を伴う会食によるリスクが極めて高く、クラスター発生の主要な原因の一つである」と指摘し、「特に、都市部での感染の多くは、感染経路不明の割合が多く、さらにその感染の多くが飲食店における感染によるもの」とされている。
- (3) このたび変更された国の基本的対処方針においても、緊急事態宣言区域では「飲食につながる人の流れの制限の実施」を強力に推進している。
- (4) 本県においても、感染リスクの高い飲食の場面におけるより効果的な感染防止対策として、大阪・京都の措置に準じて、飲食店に対する営業時間短縮の要請を行う。

2 要請内容等（特措法第24条第9項）

- (1) 対象施設
接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）
酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等）
※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店舗
- (2) 要請内容
午前5時～午後9時の間の営業を要請
- (3) 実施期間
令和3年1月12日（火）～2月7日（日）【27日間】
- (4) 協力金の支給
支給額：1日あたり4万円／店舗×時短営業日数
財 源：国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3

3 要請対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

令和3年1月8日

兵庫県内の飲食店事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る 飲食店等に対する営業時間短縮の要請

兵庫県では、これまで県民の皆様に出外自粛を強く呼びかけるなどしましたが、年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、一刻も早くこの事態を収束させる必要があります。

そのため、県では、感染リスクが高いとされる飲酒を伴う会食による感染を防止するため、下記の通り、大阪・京都の措置に準じて、営業時間の短縮を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

施設	要請内容
接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） 酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等） ※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店	営業時間短縮 (午前5時～午後9時)

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sengenposter.html?mode=preview>

2 実施期間

令和3年1月12日（火）～2月7日（日）【27日間】

3 要請対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

4 時間短縮営業への協力金

1日あたり4万円/店舗×時短営業日数（詳細別紙）

お問い合わせ先

◆営業時間短縮・協力金コールセンター

T E L : 078-362-9844

受付時間：平日 午前9時～午後5時（1/9(土)～1/11(祝・月)は開設）

◆県ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）に協力いただいた事業者に対し、協力金を給付します。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

原則、県が要請する全ての期間において時短営業に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

3 支給額

1日あたり4万円／店舗×時短営業日数

4 支給時期

時短営業を要請した期間が終了した後、給付申請を受付

5 申請に係る必要書類

② 申請書

② 運転免許証、マイナンバーカード等申請者本人確認書類の写し

③ 通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）

【時短営業施設・営業実態が確認できる書類】

④ 確定申告書又は税務署への開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写し

※時短営業要請期間開始日の前日までに開業した店舗が対象

⑤ 飲食店営業許可証の写し

⑥ 従来の営業時間が分かる書類

⑦ 店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し

⑧ 屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真

⑨ 感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

6 その他

申請方法等詳細は兵庫県HPで公表

営業時間短縮（午前5時～午後9時）を要請する施設一覧

カテゴリー	対 象	要 請 内 容	備 考
接待を伴う飲食店	キャバレー	営業時間短縮 (午前5時～午後9時) を要請	「接待を伴う飲食店とは」 ・・・キャバレー等の接待を伴う 飲食店が該当するものであり、この 「接待」とは飲食店の接客従事者等 によるものを意味するものでありま す。 (出典：令和2年6月4日 内閣官 房新型コロナウイルス感染症対策推 進室長 事務連絡)
	ダンスホール		
	スナック		
	ラウンジ		
	ホストクラブ		
	キャバクラ		
	上記以外の接待を伴う飲食店		
酒類の提供を行う飲食店	オーセンティックバー		
	ショットバー		
	スポーツバー		
	ダーツバー		
	カラオケバー		
	パブ		
	サロン		
	ナイトクラブ		
	ディスコ		
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店		
酒類の提供を行うカラオケ店			
その他の酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋		
	大衆酒場		
	ビアホール		
	焼き鳥屋		
	焼き肉屋		
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店		

※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店舗

令和3年1月8日

兵庫県内の飲食店事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る 飲食店等に対する営業時間短縮の要請

兵庫県では、これまで県民の皆様に出外自粛を強く呼びかけるなどしましたが、年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、一刻も早くこの事態を収束させる必要があります。

そのため、県では、感染リスクが高いとされる飲酒を伴う会食による感染を防止するため、下記の通り、大阪・京都の措置に準じて、営業時間の短縮を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

施設	要請内容
接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） 酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等） ※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店	営業時間短縮 (午前5時～午後9時)

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sengenposter.html?mode=preview>

2 実施期間

令和3年1月12日（火）～2月7日（日）【27日間】

3 要請対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

4 時間短縮営業への協力金

1日あたり4万円/店舗×時短営業日数（詳細別紙）

お問い合わせ先

◆営業時間短縮・協力金コールセンター

T E L : 078-362-9844

受付時間：平日 午前9時～午後5時（1/9(土)～1/11(祝・月)は開設）

◆県ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）に協力いただいた事業者に対し、協力金を給付します。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

原則、県が要請する全ての期間において時短営業に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

3 支給額

1日あたり4万円／店舗×時短営業日数

4 支給時期

時短営業を要請した期間が終了した後、給付申請を受付

5 申請に係る必要書類

② 申請書

② 運転免許証、マイナンバーカード等申請者本人確認書類の写し

③ 通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）

【時短営業施設・営業実態が確認できる書類】

④ 確定申告書又は税務署への開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写し

※時短営業要請期間開始日の前日までに開業した店舗が対象

⑤ 飲食店営業許可証の写し

⑥ 従来の営業時間が分かる書類

⑦ 店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し

⑧ 屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真

⑨ 感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

6 その他

申請方法等詳細は兵庫県HPで公表

営業時間短縮（午前5時～午後9時）を要請する施設一覧

カテゴリー	対 象	要 請 内 容	備 考
接待を伴う飲食店	キャバレー	営業時間短縮 (午前5時～午後9時) を要請	「接待を伴う飲食店とは」 ・・・キャバレー等の接待を伴う 飲食店が該当するものであり、この 「接待」とは飲食店の接客従事者等 によるものを意味するものでありま す。 (出典：令和2年6月4日 内閣官 房新型コロナウイルス感染症対策推 進室長 事務連絡)
	ダンスホール		
	スナック		
	ラウンジ		
	ホストクラブ		
	キャバクラ		
	上記以外の接待を伴う飲食店		
酒類の提供を行う飲食店	オーセンティックバー		
	ショットバー		
	スポーツバー		
	ダーツバー		
	カラオケバー		
	パブ		
	サロン		
	ナイトクラブ		
	ディスコ		
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店		
酒類の提供を行うカラオケ店			
その他の酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋		
	大衆酒場		
	ビアホール		
	焼き鳥屋		
	焼き肉屋		
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店		

※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店舗

公立学校における対応について

〔県立学校〕

①教育活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、首都圏1都3県に緊急事態宣言が発出されていることから、当該地域における活動（受験及び就職活動を除く）を行わないとともに、その他の県外においても、活動を自粛する。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

併せて、修学旅行については、全国的な移動自粛要請が延長されたことから、その実施の可否を慎重に検討する。なお、実施する場合においては感染予防の観点からも感染拡大地域への往来を自粛する。

○感染防止対策

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。 など

②部活動

○十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○令和3年1月8日～2月7日（緊急事態宣言が発出されている期間）

・県外(全ての都道府県)での大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③心のケア

（略）

〔市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）〕

（略）

〔感染時における対応〕

（略）

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間

- ・緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

- 現在、重症対応116床、中軽症対応640床の計756床を確保しており、運用病床についても順次拡大していく。

【フェーズに応じた体制】

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
目安 (新規陽性患者数 (1週間平均))	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者 数発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応	
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度	
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度	1,000室程度～

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。

県立加古川医療センターにおいては、新型コロナウイルスの感染リスクを低減しつつ、重症患者が急増した場合の受入対応力を強化するため、臨時の重症専用病棟を整備し、併せて人材育成にも活用する。

○感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。

あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

○がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

○医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

○精神科病院に対して、感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

○患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。

○無症状者については、医師の判断により入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。また、患者の増加傾向を踏まえ、入院医療機関の負担軽減を図るため、リスク要因の低い軽症者（咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚障害等）についても同様に、入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする運用を当面行う引き続き運用の見直しの協議・検討を行う。

○現在、宿泊療養施設について1,000室程度（7施設）での運用を行っている。

(3) 円滑な入院調整等の実施

○各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。

(4) 外来医療体制の強化

○帰国者・接触者外来を75機関設置している。

○各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

○インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力のうえ、発熱等診療・検査医療機関1,042ヶ所を指定した。今後も引き続き指定を進める。

○県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。

特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

(5) 検査体制の強化

○衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、4,050件/日の検査件数を確保している。

○保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について8ヶ所開設している。今後も状況に応じて地域と協議を行う。

〔 神戸市（6/8～）、姫路市（7/3～）、西宮市（8/18～）
東播磨圏域（8/28～）、淡路圏域（9/1～）、阪神圏域（10/1～、10/6～、12/1～） 〕

○濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がり疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。
特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。
更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者にPCR検査を実施する。
- 県健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR検査試薬15,000件分を順次購入する。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用していく。
- 抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。
- ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所を活用し、PCR検査の受検支援を行う。

【PCR検査体制】

区 分		検査能力 (件)
衛生研究所等	兵庫県	700
	保健所設置市	685
	小 計	1,385
民間検査機関		1,430
医療機関		1,235
合 計		4,050

(6) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- さらに医療機関に代わり県において保管することとしていた概ね6ヶ月分の使用量相当についても確保を完了した。
- 発熱等診療・検査医療機関に対しては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなっているが、状況に応じて県からも提供する。

(7) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金は、10月に医療機関へ配分済（第1次配分）。
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日〔年末年始：24,000円/日〕）を支援する。

- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。
(日額 300 円→3,000 円(感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は 4,000 円))

(8) 救急医療等地域医療体制の確保

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保(待合室の整備・新たな入口整備)や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進するとともに医療従事者の健康管理(検査経費)など、診療体制の確保を支援する。

- ・設備整備補助

整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

- ・支援金の給付

区分	金額
99 床以下	20,000 千円
100 床以上	30,000 千円

※100 床ごとに 10,000 千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000 千円加算

- 救急・周産期・小児医療機関において、9 月以降に実施する院内感染防止対策に対する国の支援(199 床以下 1,000 万円、+200 床ごとに 200 万円追加)を関係医療機関に周知し積極的な活用を促進する。
- 病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内における研修など感染拡大防止対策を推進する。

区 分	金 額
病院(救急等以外)	2,000 千円/箇所
	50 千円/床
有床診療所(医科・歯科)	2,000 千円/箇所
無床診療所(医科・歯科)	1,000 千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700 千円/箇所

- 医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

(9) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。
令和2年7月14日(火)にコールセンターを開設し、8月3日(月)から県ホームページに申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、患者と接する従事者(国基準により判断)	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス患者等の受入れがなかった施設		100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った施設		50千円/人

(10) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備など保健所体制の強化を図る。

(11) 保健師バンクの機能強化

- 新型コロナウイルス感染症等の健康危機時にも対応できるよう、災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(12) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(13) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、首都圏1都3県に緊急事態宣言が発出されていることから、当該地域における活動（受験及び就職活動を除く）を行わないとともに、その他の県外においても、活動を自粛する。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

併せて、修学旅行については、全国的な移動自粛要請が延長されたことから、その実施の可否を慎重に検討する。なお、実施する場合には感染予防の観点からも感染拡大地域への往来を自粛する。

○感染防止対策

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。など

②部活動

○十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○令和3年1月8日～2月7日（緊急事態宣言の発出されている期間）

・県外(全ての都道府県)での大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
- ・キャンパスカウンセラーの活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[感染時における対応]

感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者（濃厚接触者及び関係者を含む）の出席停止及び消毒等の対応を行う。また感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。

さらに、広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除
- ・対面授業・課外活動等を再開する際の感染防止対策の徹底を要請
- ・各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

(県立大学)

- ・5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
- ・6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
- ・後期授業(10月1日)から、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則として対面授業を実施

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金（20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生)）を支給

- ・ 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）
- ・ 兵庫県私費外国人留学生奨学金（月 3 万円）の給付等
- ・ 県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約 500 万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 設置者に対して、感染拡大を予防するため、感染状況を踏まえた教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免の支援（減免額の 1 / 3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。
市町立施設等に対しては、感染防止対策の徹底を周知する。

○感染防止対策

- ・ 来館者多数の場合の入場制限
- ・ 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・ 発熱チェック
- ・ マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・ 演者と観客との一定の距離の確保（最低 2 m）
- ・ 密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・ 入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- また、感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 事業所は、上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。
- 面会者からの感染を防ぐため、面会については、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること、及びオンライン面会等の活用を要請する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね 2 ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね 2 ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

(3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

【主な助成対象施設】

区 分	金 額
介護老人福祉施設	38 千円/定 員
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	939 千円/事業所
訪問介護事業所	534 千円/事業所
保育所	500 千円/事業所

(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。
令和2年7月14日（火）にコールセンターを開設し、8月3日（月）から県ホームページに申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

・ 介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する従事者	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所		50千円/人

・ 児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員	200千円/人

5 県立都市公園等

- 県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園する。
- 下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
 - ・ 県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛等の要請（法第 24 条第 9 項）

○次の事項を県民に要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・不要不急の外出を自粛すること（繁華街での巡回等による呼びかけを実施）
特に首都圏（1都3県）など感染拡大地域への往来は自粛すること
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること

〔特に年始の要請事項〕

- ・新年会は、できるだけ自粛すること
- ・成人式などの行事の前後は、会食を控えるなど、行動に注意すること

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避 等
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- ・毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談すること
- ・冬期を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行うこと

〔飲食等〕

- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・飲食店を利用する場合には、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること

〔追跡システム・接触確認アプリの利用〕

- ・店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録すること
- ・特に医療機関関係者、社会福祉施設の職員等に対し、飲食店等を利用する場合には「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」への登録を要請すること。

7 イベントの開催自粛要請等（～令和3年2月28日、法第24条第9項）

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設けることを要請する。
- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。

○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

<開催の目安>

区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	100%以内(*1)	①収容人数 10,000 人超 → 収容人数の 50%
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%以内(*2)	②収容人数 10,000 人以下 → 5,000 人

(注 1) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

(注 2) その他開催制限の緩和条件など、11/12 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「来年 2 月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に留意

*1 席がない場合は適切な間隔を確保

*2 席がない場合は十分な間隔 (1m) を確保

○全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。

○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請する。

○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

8 飲食店に対する営業時間短縮の要請等（令和 3 年 1 月 12 日～ 2 月 7 日）

(1) 対象施設

接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）

酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等）

(2) 要請内容

午前 5 時～午後 9 時の間の営業を要請

(3) 実施期間

令和 3 年 1 月 12 日（火）～ 2 月 7 日（日）【27 日間】

(4) 対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 新型コロナ感染症拡大防止協力金

県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に協力金を支給

支給額：1 日あたり 4 万円／店舗×時短営業日数 [負担割合 国 80%、県市 20%]

9 事業者への感染防止対策等の要請（法第 24 条第 9 項）等

○業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。

○特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。

○飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。

- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額 1 兆円→1 兆 3 千億円
- ・6 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料) (R2. 5. 1～R3. 5. 31)	4,000 万円	当初3年間無利子、保証料軽減 6/22～限度額引上げ (3,000 万円→4,000 万円)
家賃等つなぎ融資枠	法人：600 万円 個人事業主：300 万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金 (R. 6. 22～R3. 3. 31)	5,000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0.8%を県が全額補助、利率 0.7%
経営活性化資金 (R2. 3. 16～R3. 3. 31)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付 (R2. 3. 16～R3. 3. 31)	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付 (R2. 3. 16～R3. 1. 31)	2 億 8,000 万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～R3. 3. 31)	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加

- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・対象者の創業日要件をR2.3.31以前まで拡大

【5月6日までの休業】給付額：中小法人 100万円、個人事業主 50万円
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 30万円、個人 15万円)

※休業期間に応じて給付額は異なる

【5月7日以降の休業】給付額：中小法人 30万円、個人事業主 15万円
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 10万円、個人 5万円)

イ 持続化給付金の活用

対象：売上が50%以上減少した事業者、金額：法人 200万円、個人事業主 100万円(上限)

ウ 家賃支援給付金の活用

対象：売上が50%以上減少(又は連続3ヶ月で30%以上減少)した事業者
金額：法人@100万円×6月、個人@50万円×6月(上限)

エ 雇用調整助成金の活用

- ・4月1日から2月28日まで特例措置により拡充
 - a) 助成率引上：大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5(解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小10/10)
 - b) 助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日
 - c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。

カ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 中小企業事業再開支援金

- ・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援(支給終了)

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

(参考：国制度) 小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠(コロナ特別対応型)	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備
上限50万円・補助率2/3	上限100万円・補助率2/3	上限100万円・補助率3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助：上限50万円

イ 収束後における地域経済の活性化

- ・ がんばるお店お宿応援事業：10万円（定額）、5,000件
飲食店や宿泊施設等によるテイクアウト・デリバリー等の参入を支援
- ・ 商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模16億円：県2/3、市町1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・ 地域企業デジタル活用支援事業：300万円（補助率3/4）、490件
AI・ロボット等の活用、テレワークの推進等を支援

ウ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・ テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

- ・ 産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前（～R2.6.17）	拡充後（R2.6.18～）	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 （拠点地区・促進地域）	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 （拠点地区1/3軽減・5年間） 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 （拠点地区1/2軽減・5年間） 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

（参考：国制度）サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率：大企業1/2～2/3以内、中小企業等2/3～3/4以内、補助上限額：150億円

⑤ 雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：500人→1,000人）

イ 緊急雇用対策職業訓練

離職者等の就職促進のため、IT・資格取得コース等の就職に有利なスキル向上につながる職業訓練を実施（拡充規模：21コース400人→41コース800人）

(2) 観光振興

6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起（県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充）

- ・“ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
県内宿泊に使える割引クーポンの配布	2千円/泊
スキー場周辺地域での夏合宿等割引支援	延べ5人泊以上：2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～)	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツアーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊6万円、 日帰り3万円
県特産品付き五国交流バスツアー造成支援	参加者に2千円相当の特産品贈呈

※Go To トラベラー一時停止期間中に催行されるツアーについて、新規の申込受付を停止

- ・ホテル等でのコンベンション開催支援

会場参加者の規模に応じ補助

(100～500人：50万円 500～1000人：100万円 1000人～：200万円)

- ・宿泊施設での感染防止対策への支援

感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策を実施する宿泊施設を支援

(1施設上限：30万円、2施設上限：60万円)

(3) Go To トラベルキャンペーン

- ・全国において、2月7日まで事業の適用を一時停止

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止
- 販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントの取り扱い
直近7日間の感染者数が10万人あたり10人を超える地域の販売済みプレミアム付食事券等について、利用の自粛を呼びかけ
 - ・時期 Go To トラベルの停止終了日まで
 - ・地域
神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、
芦屋市（芦屋健康福祉事務所管内）、
伊丹市・川西市・猪名川町（伊丹健康福祉事務所管内）、
宝塚市・三田市（宝塚健康福祉事務所管内）、
加古川市、高砂市、稲美町、播磨町（加古川健康福祉事務所管内）、
小野市・加東市・西脇市・多可町・三木市・加西市（加東健康福祉事務所管内）、
神河町・市川町・福崎町（中播磨健康福祉事務所管内）、
たつの市、宍粟市、太子町、佐用町（龍野健康福祉事務所管内）
豊岡市・香美町・新温泉町（豊岡健康福祉事務所管内）

- ・上記地域以外で利用する場合、飲食店及びプレミアム付食事券等利用者に対し、飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記 a)～d))を改めて周知徹底
- a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
 - ・但し、家族での食事の場合は対象外
 - ・また、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。
- b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離
- c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知
- d) 受託事業者は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得
 - ・対面販売時：食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨を周知
 - ・WEB申込：要件に同意する旨のチェックボックスを追加

(5) Go To 商店街事業

全国において、2月7日まで集客を伴う商店街イベントを延期又は中止

【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

- ① Go To トラベル事業
 - 宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円)
 - ※旅行代金の割引(35%)
 - 土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン付与(15%)
- ② Go To Eat 事業
 - ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)
 - イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与
- ③ Go To 商店街事業
 - 商店街が実施するイベント等を支援(1商店街:300万円)
 - ※広域連携でプロモーション等を実施する場合500万円上乗せ
- ④ Go To イベント事業
 - イベント等のチケット購入代の2割を支援

(6) 生活福祉資金特例貸付の拡充

新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資33,499,000千円を助成する。

(7) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例(収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予)
- ・県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)
- ・住宅ローン控除(住民税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和2年度末まで)
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

(8) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(9) 農林水産事業者への支援

① 資金繰り支援

- ・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ)

② 事業継続支援

- ・山田錦等酒米持続的生産応援事業(影響を受けた山田錦生産者が取り組む作付転換、給食活用、商品開発、需要開拓等への支援)
- ・漁業経営安定対策事業(影響を受けている漁業協同組合に対して、固定経費の一部を支援) [受付終了]

【対象要件】5~12月において下記のいずれかに該当する漁協

(ア) いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

(イ) 3ヵ月間の売上高が連続して前年同月比で30%以上減少

【補助額】

固定経費に対し、月額750千円までの部分の2/3、月額750千円を超え2,250千円の部分の1/3(上限1,000千円/月、6ヵ月分)

- ・外食産業インバウンド需要回復支援事業(インバウンド需要の減少により売上が減少した外食事業者に対して、換気設備などの施設整備を支援) [受付終了]

【対象経費】

(ア) 衛生管理改善設備の導入

(イ) 業態転換のための改装

【補助率】1/2

- ・輸出食品製造施設等導入支援事業(輸出先国のニーズの変化や食品衛生規制に対応するために、食品製造業者や流通事業者等が行う設備導入等の取組を支援) [受付終了]

【対象経費】

(ア) 施設、機器設備費

(イ) コンサル費、認証取得費等

【補助率】1/2

③ 需要喚起・販売促進

- ・県産農産物、水産物販売促進事業(料理教室や動画配信など、野菜・花き・水産物等のプロモーションを実施)
- ・県産ブランド牛肉消費拡大事業(県産ブランド牛肉5,000円の購入毎に「ビーフ1,000円券」を配布) [配布・利用期間終了]
- ・県産和牛肉等学校給食提供事業(県内小中学校等の給食で、県産牛肉・地鶏・水産物を提供)
- ・県産農産物等ECサイト活用販売支援事業(県産農産物等のECサイトへの出店支援)

【対象経費】ECサイト出品時の初期経費

[受付終了]

【補助額】160千円(補助率1/2)

(10) 公共交通事業者への支援

① バスにおける感染症防止対策への支援

- ・ 社会生活や経済活動を支えるバス事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援

【対象者】 民営バス事業者

【対象経費】 運転席感染防止設備、非接触型体温計（貸切バスのみ）

※国庫補助事業の対象となる経費は対象外

【負担割合】 負担割合 県 1/2、事業者 1/2

【補助額】 バスの保有台数に応じて補助上限額を設定

② 船舶における感染症防止対策への支援

- ・ 社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者等に対して、感染防止対策に要する経費を支援

【対象事業者】 旅客船事業者、観光船事業者

※国庫補助事業の対象となる事業者は対象外

【対象経費】 換気設備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード等

【負担割合】 県内航路：県 1/2 以内、市町 1/4 以内

県外航路：県 1/3 以内、就航先自治体 1/3 以内

【補助額】 乗船定員に応じて補助上限額を設定

③ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援

- ・ 車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して、国の実証運行支援期間終了後に引き続き支援

【対象者】 地域鉄道事業者(神戸電鉄、北条鉄道)

路線バス事業者(19 事業者)

※公営バス、コミュニティバス、貸切(観光)バス、県外高速バスを除く
航路事業者(6 事業者) ※生活航路のみ

【対象経費】 車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)

※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する
経費相当

【負担割合】 県 1/4、市町 1/4(任意随伴)、事業者 1/2

【補助期間】 2 ヶ月間 ※国実施期間(9 月以降の 2 ヶ月間)後を支援

11 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策

- ・ 会議・打合せでのマスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・ 出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
- ・ テレビ会議システムの活用
- ・ 県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- ・ 在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進

(2) 補正予算の実施等

- ・ 国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算(4 月補正、6 月補正、7 月補正、9 月補正、10 月補正、12 月補正)の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。(7月1日付)
 - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室(室長:本庁局長級)」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

(4) 自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる県民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル(☎0570-064-556)」など、相談窓口の啓発を図る。

(相談窓口一覧 URL:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html?edit=1&mode=preview>)

12 家庭内及び地域内における感染症拡大防止策

家庭内・地域内の感染拡大防止を防ぐため、地域活動を担う婦人会等の地域団体に対し、看護師等の派遣を行い、家庭内における感染症拡大防止策等の知識啓発活動の支援を行う。

[改定年月日]

- (令和2年4月13日改定)
- (令和2年4月17日改定)
- (令和2年4月24日改定)
- (令和2年4月28日改定)
- (令和2年5月4日改定)
- (令和2年5月15日改定)
- (令和2年5月21日改定)
- (令和2年5月26日改定)
- (令和2年6月18日改定)
- (令和2年7月9日改定)
- (令和2年7月17日改定)
- (令和2年7月23日改定)
- (令和2年7月29日改定)
- (令和2年8月1日改定)
- (令和2年8月28日改定)
- (令和2年9月17日改定)
- (令和2年10月14日改定)
- (令和2年11月5日改定)
- (令和2年11月11日改定)
- (令和2年11月18日改定)
- (令和2年11月24日改定)
- (令和2年12月10日改定)
- (令和2年12月24日改定)

感染拡大防止

徹底要請

営業時間の短縮等

- 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の「接待を伴う飲食店」及び「酒類の提供を行う飲食店等」は、下記の期間の営業を午前5時から午後9時までとしてください。
※実施期間：令和3年1月12日(火)～2月7日(日)
- 営業時には、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策宣言ポスターの掲示、新型コロナ追跡システムの導入をお願いします。

外出自粛等

- 不要不急の外出を控えてください。
特に首都圏(1都3県)など感染拡大地域への往来は控えてください。
- 感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設(接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど)の利用を控えてください。

健康管理の徹底

- 毎日の検温、マスクの着用など健康管理を徹底してください。
- 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話相談してください。

テレワーク等の推進

- 仕事であっても、人との接触を減らすよう、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを一層推進してください。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

令和3年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言

新年を迎えても未だ新型コロナウイルス感染症の発生が収まる状況にはなく、政府において一都三県を対象に緊急事態宣言を発出する検討も行われている。

関西圏も新規患者の発生が高止まりしており、関西が一体となってこれ以上の感染拡大を何としても防がなければならない。

については、政府及び国会におかれても下記のとおり対処されるよう提言する。

記

1. 緊急事態宣言について

- (1) 関西圏域の感染状況は、全体として高止まりしていることから、ただちに緊急事態宣言の発出を要請する状況にはないと考えられるものの、今後、特に大阪、兵庫、京都において感染が急増する場合などには、この3府県から要請するので、その際には迅速に対応されたい。
- (2) 効果的な感染拡大防止を図るためには、関西府県全域や府県内一律ではなく、地域の実情を踏まえ、地域や業種など範囲を限定して機動的に緊急事態措置等を行えるよう、緊急事態宣言の発出の際は弾力的な運用を行うこと。
- (3) 地域が一体となって効果的な取組を進めていくため、緊急事態措置にかかる補填措置が行えるよう、十分な財政措置など積極的な支援を行うこと。

2. 特措法・感染症法の改正について

- (1) 事業者への給付金等の支給や休業要請に違反した場合の罰則等を含めて検討されている新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について、通常国会の冒頭で審議し、早急な成立を目指すこと。
- (2) あわせて、感染症法についても、保健所による積極的疫学調査や健康観察、入院勧告に対する遵守義務の規定、宿泊施設や自宅での療養の法的根拠の規定、都道府県と保健所設置市との情報共有の規定等、感染拡大防止策の実効性を高める改正を行うこと。

3. 医療提供体制や医療従事者の処遇改善について

医療体制がひっ迫する状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関が適切に対処できる措置を充実すること。

また、医療従事者に対する危険手当の創設や感染時の休業補償、事務職員を含む労災給付上乗せ補償の保険料支援による処遇改善を行うこと。

4. ワクチン接種体制の確保について

- (1) ワクチン接種について、厚生労働省による承認手続きを迅速に進めるとともに、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、副反応や優先接種等を速やかに明確化し、国民への周知や自治体窓口等への支援など、体制整備を進めること。

(2) ワクチンの接種は、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施するものであることを踏まえ、接種体制整備等に係る費用については、地方自治体の持ち出しとならないよう、その全額を国の責任において確保すること。

(3) ワクチン接種の実施主体となる市町村は、接種に当たっての条件が自治体ごとに大きく異なるため、各自治体の特性に応じた実施体制を組めるよう、自治体の意見を踏まえて、国の責任において必要な措置を講じること。

5. 協力金の延長について

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金に関して、「協力要請推進枠」の年末年始における協力金の額の引き上げについて、1月12日以降においても継続すること。

6. 水際対策について

欧州を始め世界で確認されている新型コロナ変異種を我が国に持ち込ませないよう、国の責任において水際対策を迅速かつ適切に行うこと。また、入国者・帰国者に関する情報を都道府県と共有すること。

7. 大学入試等における受験機会の確保について

大学入試や就職の際に必要な各種の国家試験について、感染が確認された場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、国において関係機関への支援を行うなど環境整備を図ること。

8. 人権を守る対策の徹底について

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定などの人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

令和3年1月5日

関西広域連合

広域連合長	仁坂 吉伸 (和歌山県知事)
副広域連合長	西脇 隆俊 (京都府知事)
委員	三日月大造 (滋賀県知事)
委員	吉村 洋文 (大阪府知事)
委員	井戸 敏三 (兵庫県知事)
委員	荒井 正吾 (奈良県知事)
委員	平井 伸治 (鳥取県知事)
委員	飯泉 嘉門 (徳島県知事)
委員	門川 大作 (京都市長)
委員	松井 一郎 (大阪市長)
委員	永藤 英機 (堺市長)
委員	久元 喜造 (神戸市長)

関西・府県市民緊急行動宣言

緊急事態宣言が発出される首都圏同様に大都市部を抱える関西圏でも、これ以上感染拡大すると深刻な事態を招きかねません。緊急事態宣言発出に到らないよう、関西府県市民が一体となった一層の感染防止対策の徹底に取り組みましょう。

往来・外出自粛

- 緊急事態宣言が発出される首都圏(1都3県)への往来は控えましょう。
- 首都圏以外でも感染が拡大している地域への不要不急の外出は控えましょう。特にそれらの地域への飲食を目的とした往来は極力控えましょう。
- 成人式など行事の前後は、会食を控えるなど、行動に注意しましょう。

ウイルスを持ち込まない

- 医療機関、社会福祉施設、家庭、職場にウイルスを持ち込まないよう、感染防止策の基本を徹底するとともに、飲食店等リスクが高い施設への出入りや飲み会など行動に注意しましょう。
- 日頃から検温を行うなど体調管理に努め、発熱など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐに医師に電話し診断を受けましょう。

テレワーク等の推進

- 仕事であっても、人との接触を減らすよう、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを一層推進しましょう。

